

表 面

半導体集積回路の回路配置に関する法律
第 39 条の規定による立入検査証

写

真

押出
スタンプ

職 名
氏 名

年 月 日生
年 月 日発行

経済産業大臣 ㊟

裏 面

半導体集積回路の回路配置に関する法律抜すい

第 39 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 55 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関の役員又は職員は、20 万円以下の罰金に処する。

二 第 39 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。